

■ 4条1項11号

不服 2019-2608

＜本願商標＞

「ザリッチチロリアン」(標準文字)

第30類「菓子、パン、サンドイッチ、中華まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、ホットドッグ、ミートパイ」

請求人：千鳥屋宗家株式会社

＜結論＞

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

引用商標1：

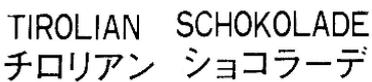
第30類「菓子、パン」

権利者：株式会社千鳥饅頭総本舗

引用商標2：

第30類「菓子、パン」

権利者：株式会社千鳥饅頭総本舗

引用商標3：

第30類「チョコレート」

権利者：株式会社千鳥屋宗家

Tirolian

引用商標 4 :

第 30 類「菓子及びパン」

権利者：株式会社千鳥饅頭総本舗



引用商標 5 :

第 30 類「菓子, パン」

権利者：株式会社千鳥饅頭総本舗

引用商標 6 : 「チロリアン」(標準文字)

第 35 類「菓子及びパンの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する
便益の提供」及び第 43 類「飲食物の提供」

権利者：株式会社千鳥饅頭総本舗

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、・・・、「ザリッチチロリアン」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字は、同書、同大、等間隔に表されているものであり、外観上、全体がまとまりよく一体的に表されたものと看取、把握されるといえ、その構成全体から生じる「ザリッチチロリアン」の称呼も、無理なく一連に称呼し得るものである。

そして、本願商標の上記構成及び称呼からすれば、これに接する取引者、需要者は、本願商標の構成全体をもって、一体不可分のものとして認識し、把握するとみるのが相当である。

さらに、本願商標の構成中、「チロリアン」の文字部分のみが、取引者、需要者に対し、商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認めるに足りる事情は見いだせない。

そうすると、本願商標は、一体不可分のものであるといわなければならない。

したがって、本願商標の構成中、「チロリアン」の文字部分を分離、抽出し、これを前提に、本願商標と引用商標とが類似するとして、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。
よって、結論のとおり審決する。

<弁理士コメント>

原査定においては、本願商標「ザリッチチロリアン」の構成中、「チロリアン」の文字部分が分離抽出されると判断された結果、本願商標と引用商標は類似すると認定されました。

一方で、本審決においては、本願商標の構成及び称呼からすれば、これに接する取引者・需要者は、本願商標の構成全体をもって一体不可分のものとして認識し、把握するとみるのが相当であるから、引用商標とは非類似であると判断されました。

個人的には、原査定の審査官の判断の方に賛同したいと思います。
なぜなら、以前に「三ツ星リッチ」と「三ツ星」の審決雑感でも述べましたが、「リッチ」の文字は、お菓子やアイスなどの商品分野において、「贅沢仕様の」とか「上位商品の」といった、品質表示的な意味合いで需要者に理解されるのが一般的ではないかと考えるからです。実際に、ためにG o o g l eで、「チョコ リッチ」、「アイス リッチ」、「ポテトチップス リッチ」などを検索すると、商標たる商品名に「リッチ」を含む、なかなかの数の商品が出てくると思います。

また、本願商標「ザリッチチロリアン」が、「ザ (The)」、「リッチ (Rich)」、「チロリアン」の語の結合から構成されることは一見して明らかですし、ここでの定冠詞である「ザ (The)」の部分には自他商品識別力があるとは思えません。

そうであれば、実際に「ザリッチチロリアン」の商標が使用されたお菓子に接した場合に、これが「チロリアン」の一種であって（つまり、「チロリアン」の部分が要部になり得る）、「贅沢仕様のチロリアン」とか、「チロリアンの上位商品」であると勘違いしてしまいそうなのは、当職だけでしょうか。

しかしながら、審決では、本願商標はあくまで「ザリッチチロリアン」の「チロリアン」の文字部分のみが、商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認めるに足りる事情は見いだせないとされているのです。

ところで、当職が福岡県に馴染みがあるからかもしれませんが、「チロリアン」と言えば、真っ先に引用商標（※引用商標 3 を除く）の商標権者である「株式会社千鳥饅頭総本舗」の棒状または円形状のお菓子を想起します。

ここで、請求人が「千鳥屋宗家株式会社」（なお、引用商標 3 の商標権者は「株式会社千鳥屋宗家」という名称であることを考慮すると、この「株式会社千鳥饅頭総本舗」と何らかの関係がある会社なのかなというふうにも見受けられます。Wikipedia を見た限りでは、暖簾分けをした同族企業同士のようにも考えられるところです（ただし、「千鳥屋宗家株式会社」と「株式会社千鳥屋宗家」の関係性については不明）。

もしそうなら、実際に別会社によって「チロリアン」と「ザリッチチロリアン」の商標が使用されたお菓子が販売されたとしても、互いにきちんとした品質管理がされているというのであれば、需要者としてはあまり気にならないのかなという気もしなくもありません。

とはいえ、やはり菓子の分野で使用される「リッチ」の語については、自他商品識別力がないまたは弱い語と考えるべきではないかと依然思う次第です。

（弁理士 永露 祥生）
< 2019年12月16日 >